

4月スタート!  
国が創設する

## 「子ども・子育て支援金制度」のご案内

◆問い合わせ=⑤健康保険課(内線1220)



「子ども・子育て支援金制度」は、全世代の方や企業の皆さんから支援金を拠出いただき、支援金による子育て世帯に対する給付の拡充を通じて、子どもや子育て世帯を社会全体で応援する分かち合いの仕組みです。

支援金は、児童手当など子ども・子育て支援法で定められた子ども・子育て世帯向けの事業に充てられるため、それ以外の目的で使用されることはありません。また、加入する医療保険とは区分されています。

### 子ども・子育て支援金が充てられる事業



#### Q. なぜ独身者や高齢者も負担する必要があるの?

独身の方や高齢者の方は、支援金の給付などは受けられませんが、子育て支援は子どもたちが健やかに成長していくためのものであり、支援を受けた子どもたちは将来この社会を支える担い手となり、これから社会保険を支えていくことになります。そのため、年齢や世帯状況など関係なく、すべての方から支援金を拠出いただくことになります。



#### Q. 支援金額はどれくらいになるの?

支援金は、加入する医療保険制度や所得に応じて異なります。

※国民健康保険および後期高齢者医療保険に加入している方には、令和8年7月発送予定の納税(納入)通知書をご確認ください。

詳しくは、右の二次元コード「子ども・子育て支援金に関する試算」をご参照ください。



こども家庭庁

#### Q. いつから始まるの?

支援金は令和8年4月分から始まります。皆さんのが加入する医療保険の保険料(税)とあわせてご負担いただくことになります。実際に徴収が開始する時期は、加入する医療保険によって異なります。

「子ども・子育て支援金制度」についてもっと知りたい方は、こども家庭庁のホームページをご覧ください。



4月からスタート

# こども誰でも通園制度

## をご利用ください

◆問い合わせ=⑥こども課(内線1310)

### Q どのような制度なの？

すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するために創設される新たな通園制度です。

#### POINT /

- ✓ 保護者の就労要件を問わず利用できます
- ✓ 対象は、保育所などに通っていない0歳6か月～満3歳未満の子ども
- ✓ 子ども1人につき月10時間まで利用可能



#### 一時預かり事業との違い

一時預かり事業が「保護者の立場からの必要性」に対応するものであるのに対し、こども誰でも通園制度は、保護者のために「預かる」ものではなく、家庭にいるだけでは得られない様々な経験を通じて子どもが成長していくように、子どもの育ちを応援することが目的です。

### Q どのように利用するの？

#### 申請

保護者が市に認定の申請をします。

#### 認定

申請内容を審査後、市でシステムのアカウントを発行します。

#### 情報の登録

保護者がシステムにログインし、子どもの情報を登録します。

#### 面談

利用前に初回は面談が必要です。システムで面談の予約をしてください。

#### 利用開始

利用施設で面談後、施設の利用開始。

利用料金や実施施設など  
詳細は、3月上旬頃、市  
ホームページでお知らせ  
します。

